

北沢の不法投棄の 解決に向けて (33)

今回は、町民の皆さんからの質問にお答えします。

Q 北沢地区の不法投棄現場周辺の水質調査は、どのような調査をしているのですか。

A 県では、住民からの要望等もあり恒久対策（不法投棄物の撤去）が完了するまでの間、北沢地区不法投棄現場及びその周辺において、次のとおりモニタリング調査を実施し、監視を続けています。

年間変動調査・平成12年に実施した不法投棄物詳細調査の結果、監視の必要があると判断された鉛やダイオキシン類などの有害物質を中心に、年4回、投棄地内の観測井戸や投棄地直下河川など4カ所（ダイオキシン類は年2回、3カ所）で調査しています。経年変動調査・不法投棄が行われた平成2年以降継続して行っている調査です。有害物質などの項目について、年1回、年間変動調査の調査地点に加え周辺の人家の井戸な

ど7カ所で調査しています。

常時監視調査・投棄地下流側に観測井戸を設置して、自動測定機により浸出水の常時監視を行っています。調査項目は、電気伝導率や酸化還元電位といった浸出水の性質と状態の変化を示す項目の他、直下河川の流量や降雨量などを調査しています。

これらのモニタリング調査の結果では、不法投棄された敷地内の浸出水からは、ダイオキシン類や鉛等の有害物質が一時的に環境基準（人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準）を超えて検出されたことはありませんが、不法投棄された敷地以外である下流の河川や人家の井戸水から有害物質が検出されたことはなく、現在までのところ、汚染拡大の兆候は認められていません。

不法投棄現場周辺にかかる水質分析結果

（平成20年度第1回年間変動調査分）

調査項目	健康項目、生活環境項目、その他	
採水日	平成20年5月19日	
採水場所	1. 周辺環境水	(1) 投棄地直下河川 (2) 小口川上流
	2. 投棄現場浸出水	(1) 投棄地下流側観測井戸 (2) 投棄地内観測井戸
調査結果	周辺への汚染拡大の兆候は認められない。 詳細については、環境整備対策室 ☎0287-92-1110へお問い合わせください。	

この結果については、町広報紙やCTBの文字放送でお知らせしています。

最終処分場視察参加団体等募集

視察先 埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町）、エコフロンティアかさま（茨城県笠間市）、その他希望の施設
対象者 那珂川町に住所を有する団体・グループ・個人
申し込み 環境整備対策室 ☎0287-92-1110



食中毒が発生しやすい季節になりました。次のポイントに注意して、食中毒を予防しましょう。

食中毒予防3原則

食中毒菌等を 増やさない！
つけない！
やっつける！

食品の購入

- 消費期限などを確認し、新鮮な物を購入しましょう。
- 要冷蔵品を購入後はすぐに持ち帰りましょう。
- 手は清潔に（つけない！）
- 手を洗うのは調理前だけでなく、手洗いを忘れずに！また、動物に触れた後、おむつを交換した後、吐物を処理した後にも必ず手洗いをしましょう。
- 調理器具も清潔に（つけない！）

- まな板、包丁、ふきん等は使用後に塩素系の消毒液や熱湯等で消毒し、乾燥させましょう。
- スポンジ、たわしも乾燥させましょう。湿っていると菌が増えてしまいます。
- 食品の保存（増やさない！）
- 購入してきた要冷蔵品はすぐに冷蔵庫に入れましょう。
- 冷蔵庫の詰め過ぎに注意しましょう。容量の7割が目安です。（冷蔵庫で冷やしても菌は死にません。増えにくくなるだけです）
- 調理と食事（やっつける！）
- 加熱は十分に行いましょう。（85℃で1分加熱が目安です）
- 残り物は長く放置してはいけません。時間が経ち過ぎたら捨てましょう。
- 揚げ物や焼き物は中心部まで十分加熱されていることを確認しましょう。
- 問い合わせ

県北健康福祉センター健康福祉部生活衛生課食品衛生担当
☎0287・22・2364



市町村税徴収強化月間2008夏

納税すませて夏休み

全県下一斉の取り組み

納税の公平と税収の確保を図るため、7、8月を「市町村税徴収強化月間2008夏」として、県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組めます。

三位一体改革と税源移譲

昨年、三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。納税者の皆さんは、基本的に住民税が増えた分、所得税は減っています（このことは、町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています）。

税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになりま。

一人ひとりが

那珂川町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになってきます。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差し押さえ・公売など）をしなければなりません。差し押さえ財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、



自動車差し押さえのためのタイヤロックをすることもありますので、皆さんの自主的な納税をお願いします。

那珂川町では税収確保に向け、次のような取り組みを行っています

納税相談 町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を行います。

納税催告 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状、電話催告、自宅訪問、催告書等の送付、勤務先訪問を行います。

財産調査 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し、調査を行います。

給与調査 滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与の調査を行います。差し押さえ処分 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差し押さえ財産の公売・取り立てを行います。

問い合わせ

税務課管理収税係

☎0287・92・1120

7月は“社会を明るくする運動” 青少年の非行問題に取り組む強調月間です。

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

社会を明るくする運動とは？

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

「第58回社会を明るくする運動」主唱 法務省

問い合わせ 住民生活課

☎0287 - 92 - 1112

この夏も節電にご協力をお願いします

新潟県中越沖地震の影響により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉7基がすべて停止しています。

7基すべてについて、原子炉内部の目視点検を行ったところ、炉内の設備には機能・構造に影響を与える異常は確認されませんでした。引き続き、設備の点検・調査を行うとともに、一層の耐震安全性向上のための取り組みを進めてまいりますので、今夏の節電についてご理解とご協力をお願いします。

東京電力

8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です

安全3つのポイント！

